

納期限 口座振替日 税目など	平成30年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
	5月1日(火)	5月31日(木)	7月2日(月)	7月31日(火)	8月31日(金)	10月
固定資産税	第1期 円			第2期 円		
軽自動車税		全期 円				
国民健康保険税				第1期 円	第2期 円	第3期
市・県民税			第1期 円		第2期 円	
介護保険料	第1期 円		第2期 円		第3期 円	
後期高齢者 医療保険料				第1期 円	第2期 円	第3期
保育料	4月分 円	5月分 円	6月分 円	7月分 円	8月分 円	9月
児童クラブ	4月分 円	5月分 円	6月分 円	7月分 円	8月分 円	9月
住宅使用料	4月分 円	5月分 円	6月分 円	7月分 円	8月分 円	9月
地代	4月分 円	5月分 円	6月分 円	7月分 円	8月分 円	9月
下水道 受益者負担金			第1期 円		第2期 円	
上下水道料金 ※取手下水道分含む	4月分 (2月使用分) 円	5月分 (3月使用分) 円	6月分 (4月使用分) 円	7月分 (5月使用分) 円	8月分 (6月使用分) 円	9月 (7月使
今月の納付額	円	円	円	円	円	

◎納付は納期限を守りましょう

市税などは、決められた納期限までに納めるようにしましょう。納期限を過ぎると、督促状が発送され、それでも納付の確認ができない場合は、差押などの処分を受ける場合があります。やむを得ず納期限までに納付ができない事情がある場合は、必ず担当課までご相談ください。

◎軽自動車の車検用納税証明書が、納付後すぐに必要な方は、納付書にて納付可能な窓口で納付してください。

◎口座振替による納付

一度お申込みいただければ、ご指定の口座から継続して振替します。「口座振替依頼書」を金融機関に直接提出してください。※仕事などで金融機関に行けない方は、市役所郵送専用（ダウンロード専用）の口座振替依頼書をダウンロードして申請することもできます。詳しくは、市役所ホームページ→くらし手続き→市税の納付→口座振替による納付をご覧ください。（注：一部使用料は除く）